

全国初！ ～市民の権利と利益を守るために～ 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例の制定について

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、成年後見制度の利用の促進を図るため、国や地方公共団体等が緊密な連携を確保し、必要な体制の整備を図っていくことが定められています。

市では、この法の趣旨にのっとり、市民の権利と利益の一層の擁護を図るため、全国で初の取組として「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定します。

1 条例の3つのポイント

本条例では、市の責務として市が成年後見制度の利用について、率先して施策を策定していくことを明記し、次の事項を定めています。

(1) 計画の策定（第6条）

法において努力義務とされた、成年後見制度の利用の促進についての基本的な計画を策定します。

(2) 審議会の設置（第9条）

法において努力義務とされた成年後見制度の利用に関し基本的な事項を審議調査するための審議会を設置します。

(3) 地域連携ネットワークの構築及び成年後見等実施機関の設立に関する支援等（第7条・第8条）

成年後見制度利用促進委員会が内閣府に提出した「国の成年後見制度利用促進基本計画の案に盛り込むべき事項」を国に先んじて取り入れ、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークの構築及び、その中核的な役割を担う機関を設置します。

2 これまでの取組

市では、平成24年12月に志木市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の普及に取り組んできました。特に市民後見人の育成に努め、市民後見人の単独受任としては県内最多の4人となっています。

3 今後の取組

条例の制定を皮切りに、さらなる成年後見制度の利活用に向けて、審議会を平成29年度に設置するとともに、国の基本計画を勘案した市の基本計画案を審議会で策定します。また、支援が必要な人の早期発見や相談のほか、後見活動の支援が適切に行われるよう関係機関が連携したネットワークを構築します。

記者発表資料

平成29年2月22日

健康福祉部 長寿応援課

担当者／課長 近藤 政雄

電話番号／048-473-1111

内線2420

志 木 市